

平成24年8月24日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

## 交通政策審議会海事分科会

### 第35回船員部会

#### 議事録

## 目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
船員法施行規則の一部改正等(案)について	1
3. 閉 会	12

### 【出席者】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、竹内委員、石塚委員、今津委員、鎌田委員、野川委員

労働者代表 高橋委員、田中委員、立川委員、藤澤委員、森田委員

使用者代表 阿部委員、小坂委員、三木委員

(事務局)

国土交通省 河田参事官

海事人材政策課 多門海事人材政策課長、古坂雇用対策室長、林企画調整官

運航労務課 山本運航労務課長、伊藤課長補佐

海 技 課 岩月海技課長

## 開 会

【林企画調整官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第35回船員部会を開催させていただきます。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず、海事局に人事異動がございましたのでご紹介させていただきます。

多門海事人材政策課長でございます。

【多門海事人材政策課長】 多門でございます。よろしくお願いいたします。

【林企画調整官】 続いて配布資料の確認をさせていただきます。まず資料1-1「船員法施行規則の一部改正等（案）について」、資料1-2「船員法改正、省令改正（案）の概要等について」、資料1-参考資料「省令規定事項（案）の概要について」以上でございます。

それでは議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

## 船員法施行規則の一部改正等(案)について

【落合部会長】 それでは早速、議事に入りたいと思います。

お手元にあります議事次第の中の船員法施行規則の一部改正等（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【山本運航労務課長】 運航労務課長でございます。

それでは、資料に沿いましてご説明をさせていただきます。資料は3種類つけております。資料1-1、1-2、参考資料ということになります。

船員法施行規則等の改正ということで、海上労働条約の対応の一環でございます。条約に対応した船員法の改正案につきまして、ご案内のとおり、本船員部会の審議を経て、今年の1月に交通政策審議会の答申をいただき、2月に国会提出をさせていただいております。また、同様に、条約自体の承認手続も外務省のほうから国会提出しているところです。

今日ご説明するのは、同じく新条約の対応ということで、船員法施行規則等、省令改正を行う部分についての案をお示しするというものでございます。

中身といたしましては、条約担保措置としての法律改正を行った事項につき、より詳細部分について定める事項と、今回の省令措置により新たに条約担保を図るという事項が含

まれます。なお、本日は、本体の改正法案がまだ国会審議中であるということも踏まえまして、省令改正案件の取り扱いといたしましては、通常の審議会への諮問という形ではなく、改正を予定する内容のご説明という取り扱いとさせていただきます点、ご理解いただければと思います。

さて、省令改正の具体的中身ですが、横長の資料1-2と、縦長の参考資料で説明をさせていただきます。冒頭に、これまでの経緯と、法律改正と条約の動向について、簡単にご説明をさせていただきます。

資料1-2の1ページをご覧ください。ご案内のとおり、条約採択以降、野川委員に座長をお務めいただき、官労使で国内法化の勉強会を開催させていただきました。このとりまとめの中には、法律改正事項のみならず、本日ご説明させていただく省令改正事項等も含まれるものでございますが、平成22年の7月に、最終とりまとめをいただいております。その後、まずは法律改正ということで、法案の策定作業を開始いたしまして、昨年10月、本年1月の船員部会の議を経て、2月に国会提出をいたしました。国会審議の最新の状況といたしましては、参議院先議という扱いで、7月に参議院での審議が了となっております。現在、衆議院の審議が待たれるという状況でございます。

一方の海上労働条約の方でございます。2ページ目、一番下に条約の批准状況について記載しております。28カ国が批准登録済、1カ国が手続中ということで、批准登録国について公表するILOのホームページ上は本日現在でもこのとおりになっておりますが、今週になっての動きということで、ロシアとフィリピンがILOに批准書を寄託したという情報が入っています。ILOのホームページの別の部分で、これらの国の寄託を受け、「批准登録国は計30カ国に達し、新条約は2013年8月20日に発効するだろう」と、まだ正式に登録手続が終わっていないからこういう言いぶりでなんだろうと思いますが、情報発信が行われています。この点、現在、外務省を通じて正式に現在の状況確認を行っているところでございます。

次に、3ページをご覧くださいまして、新条約に対応した改正法案の概要になります。労働条件の改正を図る部分、それから今般新たに導入された外航船舶に対する検査制度に係る部分という、大きく2つの要素から成ります。

もう一点、4ページをご覧ください。今後の改正船員法の施行、あるいは条約発効に向けたスケジュールということで、時間軸、左から右に記載しています。法案審議、条約の動向は今ご説明させていただいたとおりですが、条約の発効要件が充足されますと、これ

は30カ国に達するということですが、1年後に条約が発効するというので、その効果として、締約国による外航船舶に対するポートステートコントロール（PSC）がスタートします。我が国としては、それまでの間に国内制度を準備し、外航船舶に対し条約証書の発給を完了し、条約発効に備えなければならないということで、それに向けて、新条約に対応した労働条件の改正規定、これは外航船のみならず内航船等すべての船員法適用船舶が対象になりますが、こちらの部分、次に、外航船舶に対する旗国検査の根拠規定を、順次施行させて、証書発給をしていくということになります。

今、申し上げました2つのタイミングというのが、この資料で言いますと、真ん中の緑色、オレンジ色の部分になります。オレンジ色の部分がスタートした後の一定期間、これが外航船舶に対する証書発給を完了させるための期間ということになります。これらを順次施行させていきますが、そのためには、法律改正の部分だけでなく、省令等下位法令で措置していくような部分もあわせてスタートさせなければならないということで、現在、黄色で表示しております「政令・省令公布」に向けた準備を進めておりまして、本日の説明は、その一環ということでご理解いただければと思います。

また、国内法を整備したとしても、我が国として条約自体の批准を行っていないと、条約に準拠したアクションをとっているとは言えないのですが、一方で、批准をするに際しては、法律を改正しただけではなく、「省令等、条約自体に準拠した国内法令を整備した」ということで、ILOへの寄託手続をとっていくことになりますので、条約の早期批准という観点からも、省令等下位法令の整備を、現在、進めているところでございます。

それぞれ表示したタイミングの時期としては、法案審議の動向にもよりますが、政省令の公布時期としては本年秋ということで、具体的には10月中を見込んでおります。それから、緑色、オレンジ色の部分については、「平成25年」と記載しておりますが、来年のできる限り早期ということで、1月、2月あたりを、現時点ではイメージしているところでございます。

以上、前置きが非常に長くなりましたが、以下、5ページ以降で、本題の省令改正の内容についてご説明をさせていただきます。適宜、縦長の参考資料もご参照をいただければと思います。

まず、5ページ以降、最後8ページまでの資料の見方ですが、例えば、5ページの上に「雇入契約の締結前の説明等」と黄色で表示された部分がありますが、その右にグレーで「船員法改正【1】関係」とございます。この【1】と記載した番号は、3ページに戻っ

ていただいて、左の法律改正内要に記載がある番号ということで、今の項目でいえば、【1】番の「雇入契約書の交付」という法律事項に対して、より詳細部分を定めるのがこの省令の部分ということになります。

一方で、7ページをご覧くださいまして、一番上に「船内の傷病の記録関係」というのがございます。この右には「船員法第81条関係」ということで、少し違う記載ぶりをしております。このタイプの記載のあるものは、この省令に対応する法律の根拠規定自体は、法律改正の中で実質的改正は行われてないのですが、省令で初めて条約の担保措置として出てくる事項とご理解をいただければと思います。

なお、省令で初めて出てくるか、法律改正で出てくるかというのは差がありますが、それは、あくまで法令の構造というか、たてつけの問題による差異ですので、いずれの事項であっても、平成22年夏までの国内法化勉強会で整理された方針に沿って、措置を行っております。

では、5ページ以降で個別にご説明させていただきます。

①から③と3つ項目ございますが、まず、雇入契約時の労働条件の説明等に関しまして、内容としては、書面で労働条件を説明しなければいけないという法律上の義務に対応して、書面に記載する事項を新条約の内容に対応して定めるのが①、その様式を定めなければいけないというのが②、海外に行く船について船内に備え置く契約書を英文でも表記するというのを③で省令措置として定めさせていただきます。

なお、書面の様式を定めよということであっても、具体的にどのような様式にすればいいのかということもあるかと思っておりますので、別途、参考としてのモデル様式も今後作成をしたいと思っております。

次に、④でございます。適正な職業紹介機関を通じて船員を雇い入れなさいという法律上の新しい義務づけに対応して、例えば、日本国内であれば、船員職業安定法の許可等を得た職業紹介機関を利用しているかどうかということが法律上出てきますが、省令では、外国の職業紹介機関の適確性に関する基準を定めることになっています。具体的には、海上労働条約の締約国については、いわばその国の職安法でオーソライズされた機関を利用しているかという要件ですとか、あるいは、締約国以外であれば、船舶所有者の方で確認をいただくということで、その具体的な確認の方法については、第三者機関の利用を含め、どういう要件にするか、確認の仕方にするかというのを、運用レベルの話にはなりますが、関係団体の方々と引き続きご相談しながら決めていきたいと思っております。

次に6ページをご覧ください。⑤です。これも法定義務ですが、給与明細の交付ということで、明細書に記載すべき事項を省令で定めさせていただきます。現状も、国内であれば税法等に基づいて明細書を交付されているかと思しますので、それで対応は可能かと思っています。

⑥番から⑧番が、労働時間、休息时间に関する規制の関係となります。今回の法改正でも、新条約に準拠し、船長をはじめすべての乗組員の方が労働時間規制の対象となりますが、省令上も労働時間に関する規定について、船長等を対象にするという改正を行います。例えば、今の省令ですと、「海員は」という表現になっている部分が、「船員は」ということで、船長も含まれたような規定ぶりになるという改正が⑥番でございます。

⑦番、⑧番は、休息时间の分割の関係でございます。今度の法改正の中では、従来の「休息時間は2分割まで、いずれか6時間以上とする」という休息时间規制について、労使協定による除外制度を設けています。その協定への記載事項ですとか、あるいは船長以外の船員について例外措置を認める場合を、出入港時あるいは狭水路通過時といった場合に限るというようなことを省令で定める予定としております。

なお、今申し上げた⑥番から⑧番にかかわる労働時間や休息に関する規制の除外に当たっては、労使協定の締結が必要な制度としていますが、この協定をどう締結化する等、まさに制度の運用部分になるかと思いますが、労働時間規制のあり方が労使協定の話に限らず今回の条約対応で変わるということで、具体的取り扱いについて、検討、あるいはご相談していかなければいけない点が多々ありますので、引き続きご調整を図らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

⑨番と⑩番が、新条約に基づき法定されております船内苦情処理の手続について必要な事項を省令で定めます。苦情処理を実施してくださいということであっても、どういう手続で進めればいいのかというニーズもあるかと思しますので、ここには「作成例」と書いておりますが、サンプルのようなものも今後、準備してまいりたいと思っております。

次に7ページをご覧ください。

同じく、参考となるモデル様式を検討中でございますが、船内での船員の傷病に係る記録を行うということを省令で規定します。この項目については、法律の改正部分はありませんで、省令で初めて出てくる条約担保措置ということになります。

船員法施行規則の関係では、最後⑫番ということで、少し異質な話になりますが、外航船舶に対する旗国検査制度が導入されます。この検査の実施に当たって、新条約に準拠し

て登録検査機関制度の導入を図ることにしています。その登録検査機関になろうとする者が登録を受けるための申請の手続、あるいはその機関に対する監督の手続の詳細部分を定めるのが⑫番ということでございます。

以下、その他の関係省令の規定事項というので幾つか挙げています。4項目ございますが、船員法施行規則以外の省令で措置するというので、例えば、船員労働安全衛生規則等を改正するとか、場合によっては、新しい一つの省令をつくるとか、そういうことを現時点で予定しているものでございます。

1つ目が、船内安全衛生委員会の設置ということで、安全委員会を設置していただくこと、審議していただくこと等について、定める予定でございます。

第2が、8ページの上になりますが、安全衛生の確保という観点から、食料や水等も含めた船内の定期的な検査の実施に係る規定になります。

3番目が、調理担当者の教育ということで、新条約に準拠しまして、船内での調理を担当する方に対して教育を実施していただくことを規定する部分になります。これにつきましても括弧書きで、「運用の詳細については検討中」というふうにコメントしておりますが、省令で規定する内容というのは、まさにこの資料に書かれた程度の内容になりますが、具体的な運用の部分で、例えば、調理を担当する方といったときに、どの範囲の船員を対象とするのか、どういう内容の教育を実施していただくのか、教育を受けたことをどうやって証明するのかといったことで、国の方でも一定の基準等をつくる必要があるかと考えております。例えば、適正な教育を受けてないのに受けたというようなことになっては、条約、制度の方針に沿ったところになりませんので、そういうことも防ぐというような観点を含め、より細かいところを検討・相談させていただいているところでございます。

以上、3つの項目については、いずれも冒頭申し上げましたが、省令で新たに初めて出てくる条約対応事項ということになります。

これに対して、最後の④が、再び、法律改正の関係となりますが、旗国検査、海上労働証書の発給ということで外航船舶の関係ですが、それらの具体の申請手続の細目を定める部分になります。

それぞれの項目に対応して、どういうイメージの義務づけで、省令でどう措置をとるかは、別添の縦長の資料に記載をしておきました。白抜きで赤く表記している部分が、今回、省令で規定する事項ということで、後ほど、ご覧いただければと思います。

以上、非常に駆け足となりましたが、省令改正案の説明、現時点で検討している改正案



の説明とさせていただきます。新条約発効の動向も、最初ご説明いたしました、法案審議の動向も踏まえつつ、関係の皆様との協議を引き続き継続して、また、そのパブリックコメントですとか、我々、省内の法令審査の手続もございますので、所要の手続を経て、条約の早期批准を図れるよう、下位法令の整備に努めていきたいと思っています。

その際、本案についての船員部会での取り扱い、今日のご説明という形でしたが、今後の諮問とか、答申手続の進め方等につきましては、落合部会長他関係委員の皆様、あるいは関係団体の方々にご相談させていただきながら、決めていくこととしたいと思います。

最後、今日の説明資料の中でも幾つか記載し、ご説明も申し上げましたが、省令でより細部の部分が決まるということであっても、その具体の運用に関するようなところについては、さらに詳細部分ということで、いろいろ考えていかなければならない事項、多々ございます。今日のご説明よりさらに踏み込んだところということで、関係の皆様とはご相談、ご調整を継続させていただきたいと思っておりますので、引き続き、ご指導方よろしくをお願いします。

以上、説明とさせていただきます。

**【落合部会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。どの点からでも結構ですので、お願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

**【藤澤臨時委員】** まず、このスケジュールと現在の国会の状況とで非常に危惧する点がありますので、これらを踏まえて、どのようなタイミング、スケジュールが必要なのかということ若干、私も考えてみたいと思うんです。今の話にありますように、フィリピンとロシアは批准を表明しているわけです。それが確定すれば30カ国という条件が全部クリアになりますので、この4ページの条約の発効は来年の8月という後ろが切られるわけですね。

一方で、今のお話にあるように、政令・省令の公布の前の船員法の一部改定が参議院は通過していますが、衆議院で審議未了という状況になっております。外務省も批准法案を出しているわけです。そうしますと、日本が批准を表明するためには、9月8日までの第181回国会審議の中で審議が終了しないと、後ろが切られていますので、すべての流れが断ち切れてしまう。

一方で、2ページの一番下にありますように、今回の海上労働条約の改正の大きな特徴

は、各国でポートステートコントロールを非常に厳しく受けることになるわけです。そのときに証書が不存在とか条約基準の未達成という場合は、運航差し止めや長期間の拘束等、甚大な影響を被る。すなわち、日本の商船隊が来年の8月以降、こういう状況に陥ることも十分想定されるわけです。そのためには、先ほどご説明ありました4ページの、政令・省令の公布を少なくとも10月くらいまでには公布しないと、労使間のいろんな確認、証書の整備も含めて間に合わなくなっちゃう。したがって、何が何でも今の国会で、衆議院だけの問題ですから、来週くらいにも、国交省、外務省からも再度プレッシャーかけて、これだけは決めて、それから自民党は問責決議を出すと言ってますから、その後にするようにぜひ頑張ってくださいと思います。

もう一点は、船長が労働時間の対象になるという船員法の改正です。現在、外航船の場合は、船長は労働時間の対象外という概念で海員組合の組合員から外してますし、労働協約の中でも時間外労働という概念は一切入ってない。例えば、船長は何々手当だとか、一等航海士のトータルの時間外とか、年収、月収が下がらないようにいろいろな意味で確認の仕方が違っております。しかし、これからは船長も労働時間の対象になるわけですから、その辺も労使間で相当詰める必要があるわけです。

それから、休息時間の問題も、労使協定の内容によっては、旅客船とか小さい船になりますと、定員の問題にまで絡んでくる要素がありますので、省令以外のきめ細かい対応が必要になってくる部分がいっぱいあります。したがって、まず、スケジュールを、今の国会の中で考えますと、とにかく批准を表明できる環境整備をぜひお願いしたい。我々も陳情には行っているわけですが、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

**【落合部会長】** 事務局のほうから何かありますか。

**【山本運航労務課長】** 1点目、全体を通じての話だったのかもしれませんが、条約の動向を踏まえた国内法の整備スケジュールに関しましては、我々も、藤澤委員が今ご説明いただいたのと全く同じ認識で、海事局全体としては、船員法も含め、海事3法ということで3つの法案を出しておりますが、全て何とかこの国会中にとということで、今週も、今日も、また、来週もそうなるかと思いますが、幹部以下、非常にバタバタしながら頑張っておりますので、ぜひ、ご支援をよろしく申し上げます。

それから、労働時間、休息等の関係、今もご説明いただいたとおりですが、労使協定をはじめ、省令事項の具体化にあたり、労使の取り決めの中で措置する部分というものが多々ありまして、船長が労働時間規制の対象になったということで、これまでの取り扱いを変

更していただかなければならない部分がございます。労使間で最終的には決めていただくことですが、我々も一緒になって、どうやっていきましょうかというご相談にも入らせていただき、円滑に新しい制度へ移行していけるようやっていきたいと思っておりますので、こちらのほうもご指導方よろしく申し上げます。

【落合部会長】 藤澤委員、よろしいでしょうか。

【藤澤臨時委員】 ありがとうございます。

【落合部会長】 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【小坂臨時委員】 大日本水産会の小坂でございます。

ただいま、政省令改正内容案について、ご説明をいただきました。ILO海上労働条約もご説明がございましたように、発効要件が充足されつつあるようであり、また国会内での法案の審議も進んでいるということで、いよいよ新制度も現実味を帯びてまいりました。先ほど説明いただいたように、制度の詳細部分も順次決まっていくという段階を迎えまして、我が方の傘下団体、現場の船主、船員等々から新しい制度に対する不安の声がいろいろと出てきているというのが現状です。

先ほど説明をいただいた省令改正の内容や、さらには、より詳細な運用部分について、幾つかのことについては既にご相談もいただいておりますが、船員法適用漁船と申しましても、まぐろ漁船、かつお漁船、いか釣り、まき網等々、漁労の実態、それから種々雑多なものがあり、関係業界がスムーズに新制度に移行できるように現在、当方としてもいろんな検討を進めているところでございます。つきましては、ご当局にさらなるご指導等々をいただき、現場の不安が解消されるよう進めていきたいと考えております。いろいろな部分でのご指導をさらによろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、今後、この事案も含めいろんな事案について、要所、要所でご当局よりご説明をいただけるとは思っておりますが、その場合にはぜひとも、前広にお話をいただけるようお願いをしておきます。ひとつ、よろしくご指導方賜りますようお願いいたします。

以上です。

【落合部会長】 はい、どうも。それでは事務局、お願いします。

【山本運航労務課長】 今、小坂委員からもお話がありましたように、改正船員法公布後は、今日ご説明したような省令、政令をはじめ、より詳細部分について国内制度を整備、準備していく必要がございます。今般の制度改正のうち、漁船に適用のある部分に関しましては、引き続き業界関係者の皆さんともよく調整を図りながら、実態等を踏まえた新制

度の適用ができるようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今の話は、別に、漁船に限った話じゃなくて、外航であれ、内航であれ、それぞれの実態を踏まえて、より詳細部分を考えていかなければならないというところかと思っておりますので、各業界の皆さんともよくご相談していきたいと思っております。

2点目のお話は、今回の条約対応の船員法の制度の改正に限らずという話だったかと思っております。もちろん、我々も、要所、要所でご説明をさせていただきたいと思っておりますし、むしろ、我々のほうとしても望むところがございますので、業界内部でも受け皿というか、体制づくりのほうもぜひご検討いただければと思います。

**【落合部会長】** よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

**【野川臨時委員】** 海上労働条約の発効に伴う船員法の改正ということで進めてまいりました議論も、ここで一つの区切りを迎えたということになると思います。ようやくこの条約自体が来年の8月には発効し、今度はインフォースメントの段階に入るということで、これまで私、この点については何回か申し上げたかもしれませんが、こういう時期でございますので、改めて申し上げておきますが、この条約はIMOにおけるSOLAS、MARPOL、STCWに加えて、国際海事条約の4本目の柱と実際位置づけられているわけでございます。とりわけ、この条約については、2002年から2006年にかけて、ジュネーブで制定のための三者構成会議が開かれ、その会議の副議長を日本の寺西達弥、当時は労働基準課でしたけれども、現在の運航労務課長が一貫して担われて、非常に高いプレゼンスとコミットメントをした結果できた条約でございます。198あるILO条約の中で唯一ナンバリングを付されない、要するに別格条約という非常に重要な扱いを受けております。したがって、このような条約については、単に海事関係の重要な条約であるというだけではなくて、日本がその制定に当たって大きな影響力を持っていたということも踏まえて、この発効についても、発効後のインフォースメントについても、我が国日本が大変大きな役割を果たすということが国際的に想定されている条約だともいえます。ということで、公労使それぞれのお立場で、あるいはお互いに協力をされまして、この条約が円滑に実行されるだけではなく、そこにおける日本の役割の大きさを一層拡大する形で臨んでいただきたいと存じます。

具体的に2つだけ挙げます。ポートステートコントロールでございますけれども、先ほ

ど藤澤委員がおっしゃいましたように、この条約はノーモア・フェイバブル・トリートメントという原則がございまして、批准しなければ、自分の国ではポートステートコントロールはできないけれども、自分の国の船は他の批准国で裸になるまで検査をされてディテンションまでかけられるということになりますので、批准はせざるを得ません。なおかつ、ポートステートコントロールの内容は今までと違って、ハードだけではなくソフトの部分、労働条件の検査もしなきゃいけない、これは旗国検査ももちろん重要ですけども、ということになります。

また、例えば、今ご説明にはあまり詳しいものがなかったんですが、横長の資料の3ページの「主要改正事項」の一覧表の一番下に、「日本に寄港した外国籍船の船員による条約違反に係る苦情の申し出の対応」とございます。これは要するに、神戸に寄港した外国船の船員が、実はこの船舶では条約違反の労働者の取り扱いが行われているんだと、神戸の港で、日本の港の職員に来たら、それに日本は対応しなきゃいけない。よろしいですか。外国の船舶の中で起こった労働条件等をめぐるトラブルに日本が対応することが義務づけられているわけです。こういったことも考えますと、エネルギーと時間あるいはお金も割いた対応をしていただく必要がございます。今まで、ここにいらっしゃる皆さんは、ロンドン、つまりIMOのほうを向いておられてばかりということがなきにしもあらずであったと思いますが、今後はジュネーブのほうをもっと向いていただいて対応していただきたいと思います。

私もこの間、この条約の採択まで政府代表のリーガルアドバイザーとして一貫して対応してまいりましたので、なお、微力を尽くしたいと思っておりますが、関係の皆様にも今後とも、ぜひ、この対応についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。私のような立場の者から申し上げることではないかもしれませんが、この場をかりてお願ひをいたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

**【落合部会長】** ありがとうございます。

ほかに、ご意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。藤澤委員。

**【藤澤臨時委員】** 若干、関連しますが、各国でトライパータイトで、官労使で、その国が中心になって、MLCも含めまして、運用を国単位でいろいろ模索する動きが各国で随所に出ている。具体的に言いましたら、マーシャル群島が、いわゆるトライパータイトで、官労使で、そこに多くの外国の関係者も含めて、1つの運用上の便宜を図るような、

いろいろな動きが現在出てまいっております。私も、国際運輸労連（ITF）の船員部会の副議長をやっているわけですが、各国のそういう要請には一国単位で加わらないようにしてくれと、こういう回状も今回ってきているところなんです。ですから今、野川先生が言われるように、このMLCの発効に向けて各国は主導的な立場をとろうとしておりますので、今のお話を参考にして、いろいろ対応していきたいと思います。

【落合部会長】       どうぞ。

【野川臨時委員】       つけ加えますが、ILOの海事関係の条約、今までは147号条約が主でございますが、あまり日本が大きなプレゼンスを持っていなかった一つの原因は、アジアの中で日本しか批准していない条約ばかりでした。ところが今回、既に30カ国の段階で、フィリピンとシンガポールが批准している、太平洋という点では、オーストラリア、カナダ、ロシアも批准しているということになりますと、東京MOUの役割というものもここで一つの意義を持つてくるのではないかと思いますので、そういった点からの対応もお願いしたいと思います。

【落合部会長】       ほかにございますでしょうか。

なければ、野川委員のほうからもお話がありましたけれども、大変意義のある、しかも日本が貢献をした条約であり、その条約の国内法化につきましては、ぜひ、関係の方々、十分協議をされて、この国内法化が円滑に進行できるようにお願いしたいと思います。そして、そういった調整その他の努力の内容につきまして、事務局から適宜、次回以降報告をしていただくということもあわせてお願いしたいと思います。

## 閉 会

本日予定しました議事はこれで終了ということになるんですけれども、この際、何かご発言がありますか。はい、どうぞ。

【多門海事人材政策課長】       海事人材政策課でございます。

前回の審議の際に一点、質問をいただいた事項がございまして、その内容につきましてご報告、ご説明をさせていただきたいと思います。

高橋委員からだったと思いますけれども、地方の最賃の運用に関して通達を調べてご報告するというご報告がございました。最低賃金法に基づく船員の地方最低賃金の改定につきましては、地方運輸局長が職権によりまして、あるいは関係労使代表者からの申し出があった場合で地方運輸局長が必要と認めるということを前提に、地方交通審議会に諮問を行

う調査審議を求めるということになっているところでございます。その際、地方運輸局長が諮問を行うかどうかという判断に当たりましては、ご承知のとおり、法に定められた三要素、船員の生計費・類似の船員の賃金・通常の事業の賃金支払能力、この3つに加えまして、特に漁船船員につきましては漁船労働、漁船操業実態の多様性を考慮いたしまして、昭和55年、当時の船中労の建議に基づき、操業の実態から見て必要があると認められる場合には、関係ある地方運輸局等が互いに連絡を密にして調整を図るということにさせていただいているところでございます。

この通達でいう、実態等から見て、連絡を密にして最低賃金の決定について調整を図るということでございますけれども、これは一律に地方において扱いを中央のほうから指示するといった内容ではございませんで、必要な場合には、そのように広域的な漁業実態、操業実態があるものについては、地方運輸局の管轄区域にとらわれずに、適切な最低賃金の設定を行うべきという規定であり、同じ通達の中では、操業水域、小規模なものにつきましては管内をさらに区分して、最低賃金を定めることもできるという対応を定めているものでございます。

ということで、ご疑念の点がおありかと思いましたが、通達自体、地方運輸局の諮問判断を一律に制約するものとなっておらず、適切に実態に応じて定めていただきたいという趣旨でございますので、ご理解いただければと考えております。

以上でございます。

**【落合部会長】** ただいまの説明につきまして、何か。高橋委員。

**【高橋臨時委員】** 私の理解がちょっとおかしいのかもしれませんが、各ブロックの報告を受けますと、この地方最賃を開催しない方向の話し合いがなされているような話も事務局からお伺いしております。今言われるようなこの3つの要素、これは当然、法律に準拠するものですから、それはそのとおりだと思っております。ただ、必要があるかどうかの調査審議というものが別建てであるというような理解をしております。各ブロックの調査審議という状況の推移について教えていただければと思います。

**【落合部会長】** それじゃ、事務局のほう、お願いします。

**【多門海事人材政策課長】** 各ブロックにおける調査の状況について、今のところ、地方運輸局から我々が状況を聞いております範囲では、東北運輸局については、全日本海員組合から15条の申出があったということで、船員部会において改正の諮問の有無について意見を求め、その結果で諮問を決める予定であるというような話で聞いております。そ

れから、中国運輸局・四国運輸局については、15条の申出ではございませんけれども、別途、全日海のほうから要望をいただいております。現在、調整中であるというような状況で聞いております。その他、北海道運輸局のほうでは、同じく船員部会でそのような内容の提起をいただいております。

以上でございます。

【落合部会長】 それじゃ、本件につきまして、さらに何かございますか。

【高橋臨時委員】 昨年は、東日本大震災もあって、誰が見てもそういう状況ではないと理解をしているんですが、現在、震災から1年半経過して、大分落ちつきも取り戻したということから、そろそろ中央と地方の漁業最賃の差が見えてくるという状況にありますので、でき得れば、先ほど来、事務局から申されている類似した漁業種、近隣の漁業種を勘案して、漁業最賃の開催を中央のほうから指導できるのであれば、していただければというように思います。

【落合部会長】 どうぞ。

【多門海事人材政策課長】 今お話があった件で、地方における、基本的には諮問を行うかどうか、さらに調査審議等を行って、実際に改定するかどうかの有無を検討していくこととなりますけれども、基本的には、申出の有無にかかわらず、地方運輸局長の判断ということになっております。我々としては、先ほど申し上げた形で、通達の趣旨を再度誤解がないようにということをお願いをしております。今後とも地方運輸局と連絡を行うに際しては、当該趣旨の周知に改めて努めてまいりたいと考えております。

【落合部会長】 それでは、それ以外の件につきまして……、どうぞ。

【高橋臨時委員】 前々回だったと記憶しておりますけれども、ケープタウンで座礁しました遠洋まぐろ漁船の扱いについて、これに類似をした企業ないしは船について、査察ないしは事業監査をできないかということをお願いをしていたと思っておりますけれども、その後の推移、状況をわかる範囲で結構でございますけれども、教えていただければと思います。

【落合部会長】 事務局のほうでお願いします。

【山本運航労務課長】 ケープタウンで座礁した日本籍のトロール漁船のその後の状況でございますが、当該漁船に関しましては、船舶所有者の所在地を管轄する関東運輸局におきまして、7月に事業所特別監査を実施させていただきました。その結果、まだ一部、監査が継続している部分もございますが、監査結果、現時点のところまでの判明している



事実等踏まえて、今後の対応等検討しているところでございます。

それから、その他、遠洋まぐろ漁業を営む他の事業者さんにつきましても、特別監査を十数社に対して実施しました。これについても、同様、対応方につきまして検討させていただいているところでございます。

**【落合部会長】** ほかの件で何かご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、なければ事務局のほうから今後の日程等につきまして、お願いいたします。

**【林企画調整官】** 次回の部会の日程でございますが、9月28日金曜日の13時30分からを予定しております。また、場所につきましては、11階特別会議室になりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

**【落合部会長】** それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会の第35回船員部会を閉会いたします。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —